

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還請求権全般

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 補償要求, 沖縄住民対米請求問題, 在京米国大使館 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696

(5) 外務省・水産庁・農林省三者協議

漁業補償問題

(昭和44年3月18日)



秘
無期限

北米1課長 佐藤事務官
有地事務官
沖繩の漁業補償問題に関する水産庁等との協議メモ
46.3.19
条規鈴木

沖繩の漁業補償問題については請求権問題全般に關する対米交渉の進捗とも関連し、更に突込んだ法律關係及び事實關係の解明が緊急に必要とされており同時にこれを踏まへ政府としての対策も早急に検討する必要がある。かかる現状認識を關係省庁間に徹底し今後の必要作業を促進するため、3月18日 取り敢えず水産、農林、外務3省間の事務官レベルの打合せ会を行なったところ、その討議の概要は下記の通りである。なお同打合せ会の出席者は次の通りである。

GA-6

外務省 三再回
条規 鈴木

注 1. 沖繩漁業補償問題の解決は、当初本庁令議の主旨に
又その趣意を十分に理解し、口合を以て交渉
交渉の進捗を踏まへて、必要に応じて、出席するべき。

通りである。

水産庁 官房総務課 高木事務官
前田技官
尾崎技官
漁政部 漁業調整課 東事務官
農林省 官房総務課 安達事務官
外務省 アメリカ局北米1課 佐藤事務官
有地事務官
条約局 法規課 鈴木

記

1 外務省側説明

(1) 本件漁業補償問題につき、従来外務省側にて調査した結果判明せる事實關係は、既に配布済みの「沖繩の漁業補償

GA-6

外務省

問題について(未定稿)、(別添)の通りであるが本件を本格的に検討するとなれば、法律関係、事実関係の両面からこれを一層掘り下げることが必要であることは指摘するまでもない。

(2) 沖縄の講和後の漁業補償請求は(既に却下決定を受け、国防長官に対し上訴中の読谷漁協のケースを除き)、米国土地裁判所に対する訴願という形で目下いずれも係属中の状態にある。これらの係属中の訴願の取扱いが返還協定の関係でいかに決定されるかは未だ確言し得ないが仮に復帰後引き続き何等かの形で米側の処理手続に委ねることとなる場合にも、読谷のケースから明らかを通り、本件が関係住民に満足するような形で最終的に着着する見通しは暗いと云わねば

ならない。

(3) 漁業補償請求が厳密な法的検討に耐え得る性質のものか否かは現段階では必ずしも明らかではないが、仮に厳密な法律論としては補償の必要を以ての結論を得る場合にも、それで問題が十分に解決するわけではなく、既に各種請求項目につき、かかる厳密な法律論を離れ、広く衡平の観点からの処理を検討されつつある状況に鑑み、金額的にも各種請求項目の大宗を占める本件漁業補償請求については早急に何等かの国内的施策の可能性を幅広く検討する必要がある。

(4) しかし、かかる可能性の検討は、建前上もまた能力的にも、外務省の在し得ないところであり、この点について

ては是非とも水産庁、対策庁等が中心となって推進して
もらう必要がある。

2. 水産庁側感触

(1) 当面、琉球漁業権の設定水域と米軍演習に付立

禁止等し制限区域が地理的に重複しているか否かを

明確にすることが先決であり、この点については水産庁より

琉政水産部に早速連絡の上、必要資料を入手して

作業を行いたい。

(2) 法律関係、事実関係の解明については水産庁が

中心となって、これを進めることと異議はないが、上記(1)の

結論が否定的であれば、法的に見る限り、日米間の

も、元来補償義務をいふ見解に傾くことは容易に

予想されるところであり、水産庁等がかかる見解を過早に

示すことは、いづれにしても何等かの救済措置を講ぜざる

を得ないという上記1.(3)の認識に照らせば今後の

対大蔵折衝の観点から、得策とは云えないのではないか。

(3) 他方、外務省側指摘の如く、厳密な法律論を

離れ、何等かの対策を検討する必要があるとしても、

現在の如く、現地側が単純に金を払えというのみならず、

何等かの具体的構想を提示しつつ、沖縄の復帰後の漁業

振興策につき陳情越えというようなことが全然ない状況

においては水産庁としても、インセンティブの取り方がない

(4) 法的権利としての漁業権の有無を一応別にして着之

るというのであれば、復帰後わが方の手による沖縄の漁業

振興策により現地の不満を吸収していくというのも一案か

とは思いますが、かつて、小笠原見舞金600万ドル(邦貨約

22億円)のうち約3億円が同島の漁民に見舞金として

支払われた経緯もあるので、これに言及しつつ、先ず、米側

にゆりかゝる余地もあるのではまいか。

3. 外務省側補足説明

(1) 本件漁業補償請求については、厳密な法律論

というよりは、水産庁指摘の如く、ある種の補償の

必要を以ていう結論に至るかと承知いたし、既に説明

せり通り、他の諸々の補償請求項目の取扱いとのバラ

ンスという点も無視し得ないので、(米側による補償の

可能性が零という場合を念頭におきつつ)何とか

前向きな論理構成も考えてもらうこと、また、振興

策については、現地から具体的要請があれば水産庁と

しても検討し得るというのであれば、現地に何等かの

インディケーションを与え、かかる要請が出るよう取りはか

らうことも考えられる、現地の感觸としても、是か非でも

個々の漁協が見舞金をもらうねば、というのでは

なからう。

(2) 小笠原見舞金は、土地所有者等何等の意味で

財産をいし権利を保有してゐる者が米国の指令に基づき
 無理矢理に本土に移住せしめられ、米施政期間中
 これらの財産をいし権利から全く利益を得られず
 という特殊な事実に着目して支払われたものであり、
 沖縄の関係漁民の場合の如く多少の制限はあつても
 一応従来通り漁業を続け得るケースを、小笠原と
 同列に扱い、米側の見舞金支払方要請を以て
 は無理があつた。

4. 結論

以上の応酬の結果、水産庁側は、同庁としての
 観点から早急に本件補償請求問題を検討し、

復帰後の諸施策による不満の吸収という可能性を
 も含め、一応のポジション・ペーパーを取りまとめること
 を了承した。他方、外務省としては、この間、対策
 施設庁等にもゆりきかけ、早急に本問題の全関係
 省庁による検討の爲めの必要を根拠しを行つて
 した。

3月18日
 (註) 北佐賀川 対策庁調整部 渡辺 徳博 参
 事長に對し、4件合議の概要を伝へた。4件に關し
 け 対策庁が関係各省をとりまとめる立場にあつた
 水産庁のP10-4を以てまた、施設庁等関係各府
 をとりまとめる方針を概行するよう要請した。是れを二

北佐賀川

秘
無期限

条約課長
法規課長
3/26

北米第一課長
北米第一課長
北米第一課長

沖縄 請求権回復交渉委員会の
開催の件

46.3.26
米北一(作)

是等取組は、先述の内閣府及び
在外領事館と下記のとおり開催

こととし、先述の内閣府及び
在外領事館の出席者名を下記のとおり

記

1. 日時 4月1日 10:30 AM ~

2. 場所 外務省 234号室

GA-5

外務省

3. 出席者(予定)

長官 戸塚法務課長、森田神代、
鈴木事務官 及び 官舎から1人位

法務省 北村田民事課長

法制局 系沖縄法制官事務官 及び 地務官

外務省経済 金崎潤治官、以下
(館長次長は今回1人出席のみ、
来週3月29日 土曜日に出席予定)

沖縄・北方経済 未定

農林省(含水産庁) 未定

GA-6

外務省

秘
無期限

条約課長
与送向
23 (3/30) 法規課長

北米課長
北米一課長
北米一課長

沖繩省北米関係者有合議
a (準備) につき

46.3.29
米北一 (北米)

上述の回覧1本(北) 4月1日(木) 10:30~

注 北省 234号室の北米関係の回覧

との後 各省から出席者加付、回覧

11本(北) 別紙のとおり 御報告願

本了。

大蔵省 中條法務課長 森田補佐
(4) 鈴木事務官 2名 官舎から1人位。

法務省 北米関係課長 (1人)
(1)

海防局 系沖繩法務官 2名 租務官1人。
(2)

行政施設課 倉田課長 倉田課長事務官
(4) 指原施設調査官 鳥羽補佐

沖繩北米関係 小玉課長 渡辺課長
(4) 事務官 2名

農林省 大臣官舎沖繩課長 安達補佐
(5) 水産課長 担当補佐 2名
林野課長 担当補佐 2名

(注 渡辺課長は出張中。
水産課長 林野課長出席者は流動的
4月1日(木) 10:30~11:00 北米関係者有合議

合計 20名程度